

# 湯沢町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 新潟県南魚沼郡湯沢町

事 業 名 : 湯沢町下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	公共下水道 平成1年10月2日 (供用開始後37年) 特定環境保全公共下水道 平成5年10月1日 (供用開始後32年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	17人/ha(令和7年3月31日現在)	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	4処理区(湯沢処理区、浅貝処理区、土樽・松川処理区、三俣処理区)		
処 理 場 数	4処理場(湯沢浄化センター、浅貝浄化センター、土樽・松川浄化センター、三俣浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	令和8年度より土樽・松川処理区を湯沢処理区に統合する予定		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

### 湯沢町下水道整備区域

令和8年3月31日現在

処理区	建設事業開始 年月日	供用開始 年月日	事業計画面積
湯沢処理区	S59.12.10	H1.10.2	379ha
浅貝処理区	H1.2.13	H5.10.1	38ha
三俣処理区	H24.6.15	H29.7.2	23ha
計			440ha

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	下水道使用料は原則的には水道の使用量を基に算定しています。 また水道以外の水を使用している場合はその態様により使用水量を認定して計算します。				
		水道使用量		使用料(税抜)	
	基本料金			1,500 円	
	加算料金	10 m <sup>3</sup> を超え	30 m <sup>3</sup> まで	150 円/m <sup>3</sup>	
		30 m <sup>3</sup> を超え	50 m <sup>3</sup> まで	160 円/m <sup>3</sup>	
		50 m <sup>3</sup> を超え	100 m <sup>3</sup> まで	170 円/m <sup>3</sup>	
100 m <sup>3</sup> を超え		3,000 m <sup>3</sup> まで	175 円/m <sup>3</sup>		
3,000 m <sup>3</sup> を超える分		180 円/m <sup>3</sup>			
※上記料金表により算出された料金の1円未満を切り捨てた額に消費税等を加えた金額が請求額となります。					
業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同様になります				
条例上の使用料*2 (20 m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,000 円	実質的な使用料*3 (20 m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,858 円
	令和5年度	3,000 円		令和5年度	3,401 円
	令和6年度	3,000 円		令和6年度	3,870 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	令和7年度現在、上下水道課職員8名のうち下水道事業会計費用負担職員は3名となっています。
事業運営組織	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">町長</div> <span>……</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">地域整備部</div> <span>……</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">上下水道課</div> <span>……</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">業務係</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">             ・              ……              ……           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-left: auto; margin-right: auto;">施設係</div>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	湯沢町下水道事業では、4処理場の運転管理を民間専門業者に業務委託することによって、民間活用をしています。
	イ 指定管理者制度	採用なし
	ウ PPP・PFI	採用なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	採用なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	採用なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

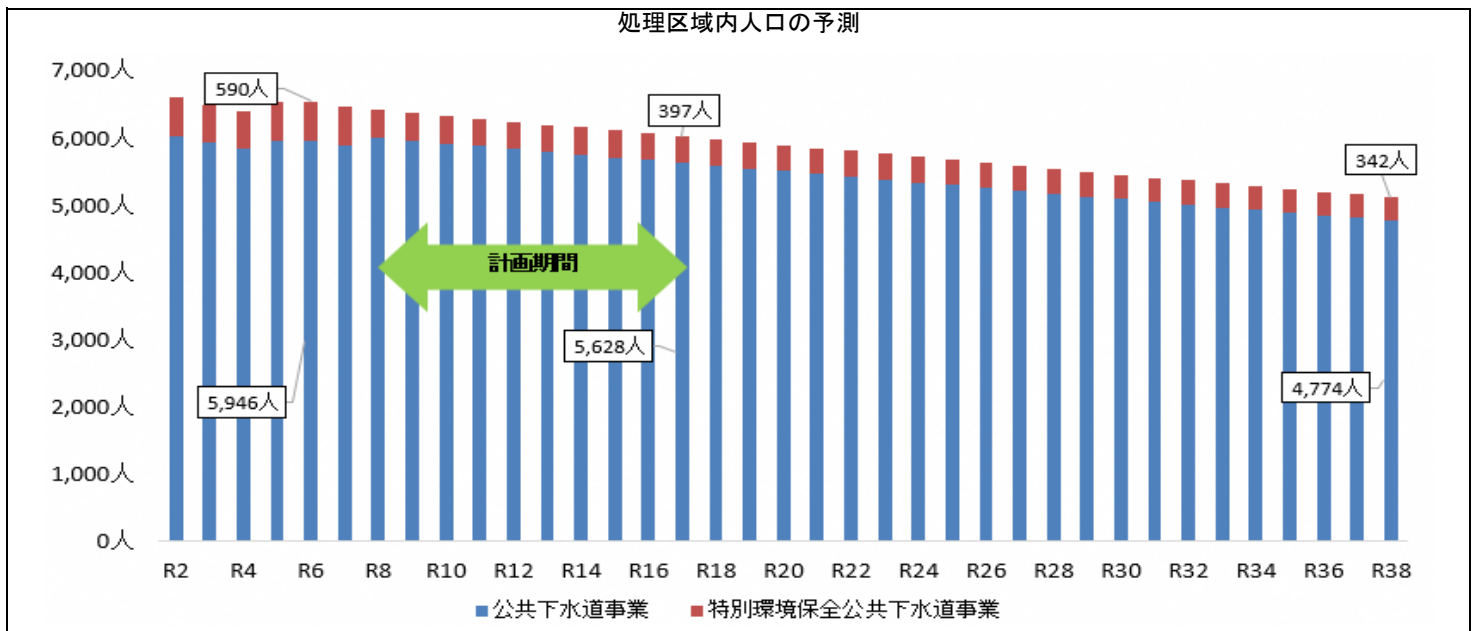
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

経営状況に関する分析結果については、別紙「経営比較分析表」とおりです。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

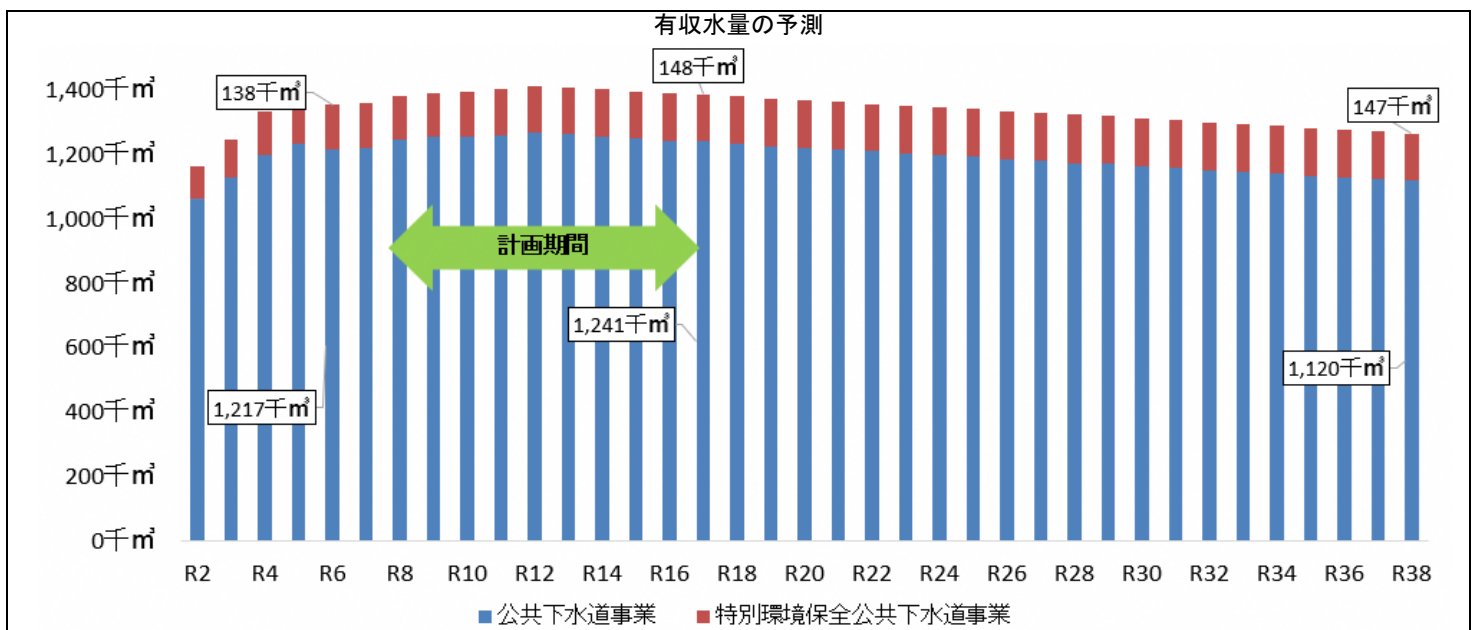
行政区域内の人口をみると、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口令和5(2023)年推計」に示された人口(国勢調査人口ベース)では、令和2年度7,767人に対し令和12年度7,155人と10年間で約7.9%減少が見込まれています。当町でも地方創生の取組として移住促進・定住人口対策を進めていますが、今後もこの減少傾向は続くと考えられます。行政区域内人口の減少を踏まえ、処理区域内人口は計画期間最終年度の令和17年度で5,628人まで減少すると予測しています。



### (2) 有収水量の予測

令和2年度から令和6年度までの有収水量は約16.5%(192千 $m^3$ )増加しています。同期間に処理区域内人口は減少していますが、新型コロナ後の観光回復に伴う業務用有収水量の増加と、三俣処理区の普及率上昇が主な要因です。

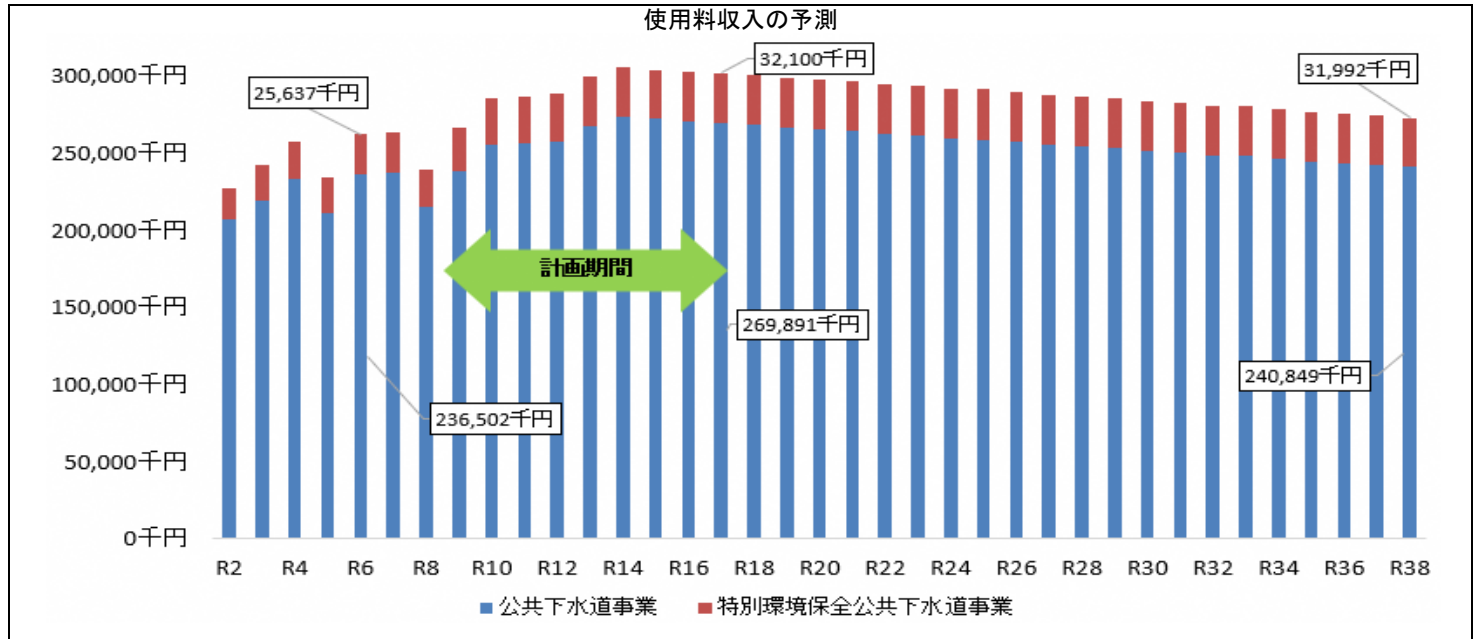
(1)に記載のとおり処理区域内人口は今後も減少が続く見通しですが、当町は宿泊客数の令和12年150万人達成を目標に施策を進めており、また三俣地区の水洗化率もさらに上昇する見通しです。これらを踏まえ、本経営戦略の最終年度である令和17年度の年間有収水量は、1,241千 $m^3$ (令和6年度実績比+1.9%)と予測しています。



### (3) 使用料収入の見通し

使用料を改定しなかった場合、年間有収水量の微増に比例し使用料収入も僅かに上昇するものと考えられます(計画期間最終年度(令和17年度)の使用料収入予測値は令和6年度実績比+2%)。一方で、物価上昇により下水道施設・設備の建設改良や維持管理にかかるコストは今後も増加が見込まれます(内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和7年8月試算))。この結果、使用料を改定しなかった場合は計画期間最終年度の経費回収率※が100%を下回る見通しとなります。このため、当経営戦略の前提条件では、経費回収率を令和17年度で100%以上とするためには、令和9年度より使用料を15.6%、令和13年度より6.7%の改定が必要となります。これにより、計画期間最終年度(令和17年度)の使用料収入は301,911千円(令和6年度実績比+15.2%)の見通しとなり、令和17年度で経費回収率は100%を維持することができます。

※経費回収率とは、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。



### (4) 施設の見通し

湯沢浄化センターは供用開始から36年、浅貝浄化センターも31年が経過していることから、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な改築更新を進め、下水道施設を効率的に管理します。また、土樽・松川浄化センターは令和8年度に湯沢浄化センターへ統合予定であり、この統合によって改築更新コストの縮減を見込んでいます。管路施設は経過年数が比較的浅く、既存の点検記録により健全な状態が保たれていることを確認しています。このため、改築更新を伴う本格的な更新投資は、供用開始後50年(標準耐用年数)にあたる令和13年度以降の開始を見込んでいます。それまでの期間は、点検・調査結果を分析し、同年度以降に実施する更新投資の優先順位を、各年度の予算制約(概ね1~1.8億円)の範囲で整理していきます。

### (5) 組織の見通し

下水道事業を担当する職員数は令和7年度現在3名となっています。今後は、施設更新や修繕などの業務が増えることが予想されるため、少なくとも現状の職員数が必要です。

## 3. 経営の基本方針

少子高齢化や人口減少等の課題があり、厳しい社会情勢を迎えています。河川等の水質悪化を防止し、豊かな自然環境を維持するため効率的に下水道整備を進め、健全な経営に努めてまいります。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	財政状況に配慮しつつ、ストックマネジメント計画に基づき施設の適切な維持管理に必要な投資を計画的に実施していきます。
-----	---

町内には4箇所の終末処理場(平成元年供用開始の湯沢浄化センター、平成5年供用開始の浅貝浄化センター、平成11年供用開始の土樽・松川浄化センター、平成29年供用開始の三俣浄化センター)があり、湯沢浄化センターと浅貝浄化センターにおいては平成24年度に策定された再構築中長期計画に沿い計画的に施設の老朽化・劣化に対応してきました。令和6年度には新たにストックマネジメント計画を策定し、点検調査に基づく改築更新を行うことで既存施設の使用期間を延伸するとともに、ライフサイクルコストの低減を図っていきます。土樽・松川浄化センターにつきましては、節水化傾向や人口減少等の影響から汚水量も減少傾向にあり、効率的な維持管理の観点から令和8年度に湯沢浄化センターへの統合を行う予定となっています。

ストックマネジメント計画は以下の方針に沿っています。

・管渠施設は供用開始から50年を迎える令和13年度以降に本格的な更新投資を開始します。更新は年1～1.8億円程度で平準化し、将来の更新負担が一時期に集中しないよう段階的に進めます。令和8～12年度は点検・調査を重点化し、緊急度の高い区間の識別・更新医計画への反映を実施します。

・処理場・ポンプ場施設は、令和8～10年度に約7億円規模の更新を予定し、監視制御設備等の老朽化が進行した主要設備を優先的に更新します。令和11年度以降は、リスク評価と劣化状況を踏まえて更新対象資産を選定し、予算制約下で優先度の高い設備から順次更新します。

・管渠・処理場を一体で最適化することで、100年間で約322億円のコスト縮減を見込んでいます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	投資財源を確保するため、支出の抑制に加え、収入の確保が必要になります。当町の下水道事業の収入は、下水道使用料のほか、一般会計からの繰入金や国庫補助金、企業債などがあり、これらの収入を確保することに努めていきます。
-----	--

・使用料収入は、2. (3)で上述のとおりです。適宜経営状況の分析を行い、適正な下水道使用料について検討を行います。

・国(都道府県)補助金は、建設改良費のうち、補助対象事業について、現行制度により見込まれる補助金交付額を計上しています。

・企業債は建設改良費の一定割合で見込んでいます。

・他会計補助金については、国が示す繰出基準に基づく繰入と、賄いきれない分を基準外繰入とし一般会計から繰り入れます。計画期間中は令和9年度では基準外繰入が必要になりますが、その後の計画期間内の基準外繰入はゼロとなる見込みです。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費に関する事項	現行の職員3名を維持することを前提に賃金上昇率を乗じて算定。
・動力費に関する事項	過年度の使用実績に水量及び物価上昇率を乗じて算定。
・薬品費に関する事項	過年度の使用実績に水量及び物価上昇率を乗じて算定。
・修繕費に関する事項	修繕費は、今後も過年度と同程度の発生見込みであることから、過年度実績に物価上昇率を乗じて算定。
・委託費に関する事項	委託費は、今後も過年度と同程度で推移する見込みであることから、過年度実績に物価上昇率を乗じて算定。

### (3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	土樽・松川処理区は、令和8年度より湯沢処理区へ統合予定です。それ以外の取組については、近隣自治体等との検討を進めてまいります。
投資の平準化に関する事項	令和6年度にストックマネジメント計画を策定しており、リスクを考慮した優先度を考慮したうえで、一定期間に更新が集中しないよう投資の平準化を図ることとしています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	具体的な予定はありませんが、更新事業を含めたPPP/PFIの先行事例を調査していきます。
その他の取組	-

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	2.(3)で上述のとおりです。
資産活用による収入増加 の取組について	現段階において収入増加につながる資産活用はおこなっておりませんが、浄化センター処理水の消雪利用や汚泥処理委託業者による肥料化やセメント材料に利用するなどの資源化に関する取組を行っています。 今後は、先行事例を調査し資産活用を検討していきます。
その他の取組	-

#### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	湯沢町下水道事業では、4処理場の運転管理を民間事業者へ業務委託することによって、民間活用をしています。その他については具体的な予定はありませんが、更新事業を含めたPPP/PFIの先行事例を調査していきます。
職員給与費に関する事項	既に最小限の人員となっていますが、今後も限られた人員で最大のサービスが提供できるよう業務改善に取り組んでいきます。
動力費に関する事項	令和8年度から土樽・松川処理区を湯沢処理区に統合することにより、土樽・松川浄化センターに係る動力費を削減します。また、設備更新時に省電力設備の導入を検討していきます。
薬品費に関する事項	動力費と同様に、令和8年度から土樽・松川処理区を湯沢処理区に統合することにより、土樽・松川浄化センターに係る薬品費を削減します。
修繕費に関する事項	平成30年度に策定したストックマネジメント計画に沿って長期的な見地から施設・設備の更新をはかり、修繕を併せたライフサイクルコストの低減に努めます。
委託費に関する事項	委託費については、3か所の浄化センター運転管理業務委託の委託費が大きな部分を占めており、委託費全体として緩やかに増加していくものと見込んでいます。

#### 5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	年度ごとに投資財政計画と実績の比較を行い、計画と乖離がないか検証していきます。 また、計画と大きな乖離が生じた場合にはその原因を分析し、経営戦略の見直しに反映していきます。
-------------------------	---

## 6. 経費回収率の向上に向けたロードマップ

国土交通省より、「社会資本整備交付金交付要綱の改正について」(令和2年3月31日国官会第29901号)及び「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」(国土交通省事務連絡 令和2年7月22日)が出されましたので、同通知に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

管渠や設備の老朽化及び物価上昇により維持管理費は増加傾向にありますが、当経営戦略の前提条件での投資財政計画によると、経費回収率を令和17年度で100%以上とするためには、令和9年度より使用料を15.6%、令和13年度より6.7%の改定が必要となります。また、持続的な経営を進められるように、5年ごとの経営戦略の見直し結果等を基に使用料の改定の必要性を検証します。

### 《経費回収率向上に向けたロードマップ》

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経営戦略見直し										
使用料改定検討(R9より改定)		改定予定				改定予定				
使用料改定の必要性検証										

※使用料改定の必要性検証で、使用料の改定が必要と判断された場合は、使用料改定を実施します。

### 《目標値》

項目	令和6年度 (現状)	令和12年度 (中間)	令和17年度 (目標値)
経費回収率 (%)	100.3%	100.0%	100.0%